

新しい学習指導要領の改訂のポイント

中学校技術・家庭「家庭分野」では、家族・家庭生活の多様化や消費生活の変化、さらにグローバル化や少子高齢化の進展、持続可能な社会の構築等、今後の社会の急激な変化に主体的に対応することができる資質・能力の育成を目指して、目標及び内容について、次のように改善を図っている。

1. 目標

家庭分野で育成を目指す資質・能力を3つの柱により明確にし、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」を示している。また、生徒の学びの過程において質の高い深い学びを実現する観点から、家庭科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として「生活の営みに係る見方・考え方」を働きかせることを文頭に示している。

「生活の営みに係る見方・考え方」については、「家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造するために、よりよい生活を工夫すること」としている。例えば、家族・家庭生活は主に「協力・協働」、衣食住の生活は主に「健康・快適・安全」及び「生活文化の継承・創造」、さらに、消費生活・環境は主に「持続可能な社会の構築」の視点から物事を考察し、問題を解決することとしている。

2. 内容構成

今回の改訂では、小・中・高等学校の内容の系統性を明確にし、小・中学校の学習が高等学校に円滑に接続できるように、小・中学校においては、現行のABCDの4つの内容を「A家族・家庭生活」「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」の3つの内容に整理している。各項目は、原則として「ア」基礎的な知識及び技能の習得及び「イ」思考力・判断力・表現力等の育成に関する指導事項として構成されている。

3. 資質・能力を育成する学習過程

目標(2)には「家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生

活を展望して課題を解決する力を養う。」として学習過程が示されている。この過程に沿って指導事項ア・イを組み込み、家庭や地域での実践につなげるように学習の展開を工夫することが求められる。

4. 内容のポイント

(1)「A家族・家庭生活」

(1)「自分の成長と家族・家庭生活」のアについては、これまでと同様にガイダンスとして扱うとともに、家族・家庭生活の機能がBやCの学習内容と関連しており、生活の営みに係る見方・考え方に基づく学習の意義に気付かせることを意図している。また、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、幼児の観察や触れ合いに加えて、高齢者など地域の人々との協働について取り上げ、高齢者の身体の特徴に触れるとともに、高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意することとされた。

(2)「B衣食住の生活」

生活文化を継承する大切さに気付くようにするため、日本の伝統的な生活について扱うとされた。食生活については、食文化や共食の意義を取り上げるとともに、食育の充実を図ることが求められている。また、調理加工の方法や、和食の調理が明記された。衣生活については、和服について触れるとともに、資源や環境に配慮した製作の一環として、衣服等の再利用の方法も扱うこととされた。住生活については、「A家族・家庭生活」との関連を図り、自然災害に備えた安全な住空間の整え方についても扱うこととされた。

(3)「C消費生活・環境」

消費者市民社会の担い手を育成するため、小中高の系統性を図り、「計画的な金銭管理」「売買契約の仕組み」「消費者被害の背景と対応」に関する内容が新設され、クレジットの三者間契約も扱うこととされた。また、消費生活が環境や社会に与える影響を考慮し、自立した消費者としての責任ある消費生活について、実践的に学習することが求められている。

なお、各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動の充実が求められるとともに、「生活の課題と実践」をCに新設し、ABC相互に関連を図る問題解決的な学習として位置け、三項目のうち一以上を選択・実施することとなった。

新しい学習指導要領 新旧対照表

下線部は主な注意事項

現 行	改訂後	備 考
<p>〔家庭分野〕</p> <p>1 目標</p> <p>衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>A 家族・家庭と子どもの成長</p>	<p>〔家庭分野〕</p> <p>1 目標</p> <p><u>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</u></p> <p>(1) <u>家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</u></p> <p>(2) <u>家族・家庭や地域における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを論理的に表現するなど、これからの生活を展望して課題を解決する力を養う。</u></p> <p>(3) <u>自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。</u></p> <p>2 内容</p> <p>A <u>家族・家庭生活</u></p> <p><u>次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力・協働し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の内容の系統性の明確化を図り、共通の内容となっているため、現行「家庭と子どもの成長」が「家庭生活」に変更。 ・現行「次の事項を指導する」の記述が各項目ではなく、各内容の前に書かれている。ここでは、内容 A の見方・考え方として「協力・協働」が挙げられている。この視点を踏まえて、(1)～

現 行	改訂後	備 考
<p>(1) 自分の成長と家族について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりについて考えること。</p> <p>(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。</p> <p>イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。</p> <p>ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること。</p> <p>(2) 家庭と家族関係について、次の事項を指導する。</p> <p>イ これからの自分と家族とのかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること。</p>	<p>(1) <u>自分の成長と家族・家庭生活</u></p> <p>ア <u>自分の成長と家族や家庭生活との関わりが分かり、家族・家庭の基本的な機能について理解するとともに、家族や地域の人々と協力・協働して家庭生活を営む必要があることに気付くこと。</u></p> <p>(2) <u>幼児の生活と家族</u></p> <p>ア <u>次のような知識を身に付けること。</u></p> <p>(ア) <u>幼児の発達と生活の特徴が分かり、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。</u></p> <p>(イ) <u>幼児にとっての遊びの意義や幼児との関わり方について理解すること。</u></p> <p>イ <u>幼児とのよりよい関わり方について考え、工夫すること。</u></p> <p>(3) <u>家族・家庭や地域との関わり</u></p> <p>ア <u>次のような知識を身に付けること。</u></p> <p>(ア) <u>家族の互いの立場や役割が分かり、協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。</u></p>	<p>(4)で学習する基礎的・基本的な知識を活用し、「思考力・判断・表現力等」が身に付くよう指導することが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1) :「・家庭生活」が追加。 ・(1) ア: 現行(2)アにある「家庭や家族の基本的な機能」が移動。現行(1)のガイダンスとしての内容に、「家族・家庭の機能」を理解させるとともに、生活の営みに係る見方・考え方の視点の「協力・協働」の必要性について気付かせることが追加されている。 ・アは知識・技能、イは工夫を示す。 ・(2) : 現行では、幼児の遊びの意義を理解するための活動例として、幼児の観察や遊び道具の製作を示しているが、改訂後では特定の活動例は削除され、「幼児との関わり方」についての理解を求めている。幼児を理解し、実際に幼児と関わる活動に重点を置いた授業展開が求められる。 ・(3) : 現行「家庭と家族関係」が「家族・家庭や地域との関わり」に変更。 ・(3)ア(ア) : 家族関係について「立場や役割」「協力すること」を理解させる

現 行	改訂後	備 考
<p>ア 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること。</p> <p>(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。</p> <p>工 家族又は幼児の生活に関心をもち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること。</p> <p>B 食生活と自立</p>	<p>(1) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり、<u>高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。</u></p> <p>イ 家族関係をよりよくする方法及び<u>高齢者など地域の人々と関わり、協働する方法について考え、工夫すること。</u></p> <p>(4) <u>家族・家庭生活についての課題と実践</u></p> <p>ア 家族、幼児の生活又は<u>地域の生活</u>の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること。</p> <p>Б 衣食住の生活</p> <p>次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<p>ことが求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)ア(1)：「高齢者など地域の人々との協働」の必要性の理解や「介護など高齢者との関わり方」の理解が追加。ここで取り扱う「介護など高齢者との関わり方」については、「3 内容の取扱い」の工にある通り、高齢者の身体的特徴と高齢者の介護の基礎となる。 ・現行(2)アにある「家庭や家族の基本的な機能」が(1)アへ移動。 ・(3)イ：家族や地域の人々との関わりについて、見方・考え方として「協働」の視点から問題解決的な学習を行うことが求められる。 ・「3 内容の取扱い」の工で「地域の活動や行事」や他教科との関連を図ることが配慮事項として求められている。 ・(4)：現行「幼児の生活と家族」が「家族・家庭生活」に変更。 ・(4) ア：内容 A の生活の課題と実践の課題設定の対象に「地域の生活」が追加。

現 行	改訂後	備 考
<p>(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の食生活に関心をもち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。</p> <p>イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。</p> <p>(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 食品の栄養的特質や中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知ること。</p> <p>イ 中学生の1日分の献立を考えること。</p> <p>ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。</p> <p>(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。</p> <p>イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。</p>	<p>(1) <u>食事の役割</u>と中学生の栄養の特徴</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 生活の中で食事が果たす役割について理解すること。</p> <p>(イ) 中学生に必要な栄養の特徴が分かり、<u>健康によい食習慣について理解すること。</u></p> <p>イ 健康によい食習慣について考え、工夫すること。</p> <p>(2) <u>中学生に必要な栄養を満たす食事</u></p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) <u>栄養素の種類と働き</u>が分かり、食品の栄養的な特質について理解すること。</p> <p>(イ) 中学生の1日に必要な食品の種類と概量が分かり、<u>1日分の献立作成の方法について理解すること。</u></p> <p>イ 中学生の1日分の献立について考え、工夫すること。</p> <p>(3) <u>日常食の調理</u>と地域の食文化</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること</p> <p>(ア) <u>日常生活と関連付け</u>、<u>用途に応じた食品の選択</u>について理解し、適切にできること。</p> <p>(イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。</p> <p>(ウ) <u>材料に適した加熱調理の仕方</u>について理解し、基礎的な日常食の調理が適切にできること。</p> <p>(I) 地域の食文化について理解し、<u>地域の食材を用いた和食の調理</u>が適切にできること。</p> <p>イ <u>日常の1食分の調理</u>について、<u>食品の選択や調理の仕方</u>、<u>調理計画</u>を考え、工夫すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「(1)食事の役割」「(2)栄養を満たす食事」「(3)日常食の調理」と、小中で内容のまとめを統一。 ・(1)ア(イ)：イで食習慣について工夫するために、(1)で「健康によい食習慣について理解する」。 ・(2)ア(ア)：「栄養素の種類と働き」は、現行(1)から(2)へ移動。 ・(2)ア(イ)：(2)イで1日分の献立を工夫するために、「1日分の献立作成の方法について理解する」。 ・知識は「～理解すること。」、技能は「適切にできること。」と明記。 ・(3)ア(ア)：「用途に応じた食品の選択」は現行(2)から(3)へ移動。「日常生活と関連付け」を追記。 ・(3)ア(ウ)：「材料に適した加熱調理の仕方について理解し」と目的を明記。 ・(3)ア(工)：「地域の食材を用いた和食の調理」を新設。 ・工夫としてイを新設。「日常の1食分の調理」を工夫する。

現 行	改訂後	備 考
<p>C 衣生活・住生活と自立</p> <p>(1) 衣服の選択と手入れについて、次の事項を指導する。</p> <p>ア 衣服と社会生活とのかかわりを理解し、目的に応じた着用や個性を生かす着用を工夫できること。</p> <p>イ 衣服の計画的な活用の必要性を理解し、適切な選択ができるること。</p> <p>ウ 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること。</p> <p>(3) 衣生活、住生活などの生活の工夫について、次の事項を指導する。</p>	<p>(4) 衣服の選択と手入れ</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 衣服と社会生活との関わりが分かり、目的に応じた着用、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択について理解すること。</p> <p>(イ) <u>衣服の計画的な活用の必要性</u>、衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れについて<u>理解し、適切にできること</u>。</p> <p>イ 衣服の選択、材料や状態に応じた日常着の手入れの<u>仕方を考え、工夫すること</u>。</p> <p>(5) <u>生活を豊かにするための布を用いた製作</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(4)ア(ア)：現行C(1)イから「衣服の適切な選択」が移動。衣服の社会生活上の機能が分かった上で、TPOを考え個性を生かした衣服を適切に選択できるようにする。「3 内容の取扱い」に記載されているように、ここでは、日本の伝統的な衣服である「和服」に触れることが新たに加わった。和服の基本的な着装を扱うこともできることや、既製服の表示と選択の扱いはこれまで通り。 ・(4)ア(イ)：現行C(1)のイ「衣服の計画的な活用」とウが合一したのが変更点。衣服の計画的な活用を考えた上で、日常着の手入れを理解し適切にできるようにする。日常着の手入れについては、これまで通り、洗濯と補修を取り扱う。 ・(4)イ：(4)アで身に付けた知識及び技能を活用し、衣服の選択や手入れに係る課題を解決できるように工夫する。 ・(5)：現行C(3)で扱ってきた製作を、新たに内容Bの「項目」の一つとして扱うようになったことが大きな変更点。今回の改訂により、小学校と中学校の布を用いた製作の項目表記を統

現 行	改訂後	備 考
<p>ア 布を用いた物の製作を通して、生活を豊かにするための工夫がされること。</p> <p>(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 家族の住空間について考え、住居の基本的な機能について知ること。</p> <p>イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。</p> <p>B 食生活と自立</p> <p>(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。</p> <p>ウ 食生活に关心をもち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。</p>	<p>ア <u>製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること。</u></p> <p>イ <u>資源や環境に配慮し、生活を豊かにするために布を用いた物の製作計画を考え、製作を工夫すること。</u></p> <p>(6) 住居の機能と安全な住まい方</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 家族の生活と住空間との関わりが分かり、住居の基本的な機能について<u>理解すること。</u></p> <p>(イ) <u>家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。</u></p> <p>イ <u>家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。</u></p> <p>(7) 衣食住の生活についての課題と実践</p> <p>ア 食生活、衣生活、住生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けてよりよい生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>	<p>一して「生活を豊かにするための布を用いた製作」とし、学習の継続性が重視されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(5)ア：「製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできる」が新設。また、「3 内容の取扱い」に記載されているように、製作に際して、衣服等の再利用の方法についても触れる。 ・(5)イ：製作に係る課題を解決するために、アで身に付けた知識及び技能を活用して資源や環境に配慮し、製作の工夫ができるようにする。 ・(6)ア：「A 家族・家庭生活」の(2) (3)との関連を図り、幼児及び高齢者について扱うことが求められている。 ・(6)ア(イ)とイ：自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うことが求められている。 ・指導事項イとして問題解決的な学習を通して「思考力、判断力、表現力等」の育成を図る。 ・現行「B(3)ウ」と「C(3)イ」の「生活の課題と実践」が「(7)ア」としてまとめられた。

現 行	改訂後	備 考
<p>C 衣生活・住生活と自立</p> <p>(3) 衣生活、住生活などの生活の工夫について、次の事項を指導する。</p> <p>イ 衣服又は住まいに関心をもち、課題をもって衣生活又は住生活について工夫し、計画を立てて実践できること。</p>	<p>C 消費生活・環境</p> <p>次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、<u>持続可能な社会の構築</u>に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p><u>(1) 金銭の管理と購入</u></p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) <u>購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</u></p> <p>(イ) <u>売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</u></p> <p>イ 物資・サービスの<u>選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活全体を通して持続可能な社会の構築の視点で考えられるようにするため、学習項目の構成を変更。 ・(1) ア(ア)：消費者の立場で考えやすくするため、「販売方法の特徴」を「購入方法や支払い方法の特徴」に変更。小中学校の系統性を図るため「計画的な金銭管理の必要性」の理解を新設。クレジットによる支払い（高校の学習内容の一部）等、三者間契約についても扱う。 ・(1) ア(イ)：18歳成人への移行を視野に入れ、「売買契約の仕組み」「消費者被害の背景と対応」の理解を新設。 ・(1) イ：何を活用するのか明確にするため「選択に必要な情報を活用」と明記。
D 身近な消費生活と環境		
<p>(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。</p> <p>イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。</p>		

現 行	改訂後	備 考
<p>ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。</p> <p>(2) 家庭生活と環境について、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。</p>	<p><u>(2) 消費者の権利と責任</u></p> <p>ア <u>消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</u></p> <p>イ <u>身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</u></p> <p><u>(3) 消費生活・環境についての課題と実践</u></p> <p>ア <u>自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立て実践できること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(2) : 中学生の消費生活における消費者の権利と責任について、具体的な場面に即して扱う。 ・消費者市民社会の担い手である自立した消費者としての責任ある消費行動について、権利と責任、環境や社会に及ぼす影響を追記。 <ul style="list-style-type: none"> ・(3) : 持続可能な社会の構築の視点で問題を発見し、課題設定・解決を図るため、内容Cにも「課題と実践」を新設。
<p>3 内容の取扱い (新設)</p> <p>(1) 内容の「A家族・家庭と子どもの成長」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1), (2)及び(3)については、相互に関連を図り、実習や観察、ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること。</p> <p>ウ (3)のアについては、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。(3)のウについて</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p><u>(1) 各内容については、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な活動を充実すること。</u></p> <p>(2) 内容の「A家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア <u>(1)のアについては、家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、持続可能な社会の構築等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。</u></p> <p>イ <u>(1), (2)及び(3)については、相互に関連を図り、実習や観察、ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること。</u></p> <p>ウ <u>(2)については、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児の観察や幼児との触れ合いができるよう留意すること。アの(ア)について</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ア : (1)アについて、家族・家庭の基本的な機能について取り扱うことになった。

現 行	改訂後	備 考
<p>は、幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いができるよう留意すること。</p> <p>イ (2)のアについては、高齢者などの地域の人々とのかかわりについても触れるよう留意すること。</p> <p>(2) 内容の「B食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)のイについては、水の働きや食物繊維についても触れること。</p> <p>イ (2)のウについては、主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の良否や表示を扱うこと。</p> <p>ウ (3)のアについては、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。(3)のイについては、調理実習を中心とし、主として地域又は季節の食材を利用することの意義について扱うこと。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。</p> <p>エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。</p> <p>(3) 内容の「C衣生活・住生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>は、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。</p> <p>エ (3)のアの(イ)については、<u>高齢者の身体の特徴</u>についても触れること。また、<u>高齢者の介護の基礎</u>に関する体験的な活動ができるよう留意すること。イについては、<u>地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりする</u>よう配慮すること。</p> <p>(3) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア <u>日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができる</u>よう配慮すること。</p> <p>イ (1)のアの(ア)については、<u>食事を共にする意義や食文化を継承すること</u>についても扱うこと。</p> <p>ウ (2)のアの(ア)については、水の働きや食物繊維についても触れること。</p> <p>エ (3)のアの(ア)については、主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の表示を扱うこと。(ウ)については、<u>煮る、焼く、蒸す等を扱うこと</u>。また、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。(I)については、<u>だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること</u>。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。</p> <p>オ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エ : (3)ア(イ)について、高齢者の身体の特徴と介護の基礎に関する内容が新設されている。(3)イの問題解決的な学習において、地域の活動や行事を取り上げたり、他教科等の学習との関連を図ったりすることが配慮事項として新設。 ・イ : 「食事を共にする意義や食文化を継承すること」と明記。 ・エ : 加熱調理として「煮る、焼く、蒸す等を扱うこと。」と明記。新設された和食の調理として「だしを用いた煮物又は汁物を取り上げること。」と明記。
		<p>- 10 -</p>

現 行	改訂後	備 考
<p>ア (1)のアについては、和服の基本的な着装を扱うこともできること。(1)のイについては、既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱うこと。(1)のウについては、日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。</p> <p>ウ (3)のアについては、(1)のウとの関連を図り、主として補修の技術を生かしてできる製作品を扱うこと。</p> <p>イ (2)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。</p> <p>(4) 内容の「D身近な消費生活と環境」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 内容の「A家族・家庭と子どもの成長」、「B食生活と自立」又は「C衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。</p> <p>イ (1)については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。</p>	<p>カ (4)のアの(ア)については、<u>日本の伝統的な衣服である和服について触れること</u>。また、和服の基本的な着装を扱うこともできること。さらに、既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱うこと。(1)については、日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。</p> <p>キ (5)のアについては、<u>衣服等の再利用の方法についても触ること</u>。</p> <p>ク (6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、<u>内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること</u>。さらに、アの(1)及びイについては、<u>自然災害に備えた住空間の整え方についても扱うこと</u>。</p> <p>(4) 内容の「C消費生活・環境」については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)及び(2)については、内容の「A家族・家庭生活」又は「B食生活の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。</p> <p>イ (1)については、<u>中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと</u>。アの(ア)については、<u>クレジットなどの三者間契約についても扱うこと</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カ：「伝統的な衣服である和服について触れること」が新たに加わった。 ・キ：「衣服等の再利用の方法」という資源や環境に配慮する視点が新たに加わった。現行(3)ウ「補修の技術を生かしてできる製作品を扱うこと」は削除された。 ・ク：「A家族・家庭生活」の(2)(3)との関連及び自然災害に備えた住空間の整え方については新たな扱いとして示されている。 ・ア：「内容A」「内容B」の学習内容と関連を図り、実践的に取り扱うことが求められている。 ・イ：消費者被害は一般的なものではなく、生徒にとって身近な消費行動との関連を図ることが求められている。ア(ア)についてはクレジットの三者間契約が新たな扱いとして示されている。
第3 指導計画の作成と内容の取扱い	第3 指導計画の作成と内容の取扱い	
1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。	1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。	

現 行	改訂後	備 考
<p>(新設)</p> <p>(1) 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際、家庭分野の内容の「A家族・家庭と子どもの成長」の(3)の工、「B食生活と自立」の(3)のウ及び「C衣生活・住生活と自立」の(3)のイについては、これら3事項のうち1又は2事項を選択して履修させること。</p> <p>(2) 技術分野の内容の「A材料と加工に関する技術」から「D情報に関する技術」並びに家庭分野の内容の「A家族・家庭と子どもの成長」から「D身近な消費生活と環境」の各項目に配当する授業時数及び履修学年については、地域、学校及び生徒の実態等に応じて、各学校において適切に定めること。その際、技術分野の内容の「A材料と加工に関する技術」の(1)及び家庭分野の内容の「A家族・家庭と子どもの成長」の(1)については、それぞれ小学校図画工作科、家庭科などの学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせてするために、第1学年の最初に履修させること。</p> <p>(3) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成す</p>	<p>(1) 題材など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働きかせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう学習の過程を重視すること。</p> <p>(2) 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際、各学年において、技術分野及び家庭分野のいずれも履修させること。 家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」の(4)、「B衣食住の生活」の(7)及び「C消費生活・環境」の(3)については、これら三項目のうち、一以上を選択し履修させること。その際、他の内容と関連を図り、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮すること。</p> <p>(3) 技術分野の内容の「A材料と加工の技術」から「D情報の技術」まで、及び家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、生徒や学校、地域の実態等に応じて、各学校において適切に定めること。その際、家庭分野の内容の「A家族・家庭生活」(1)については、小学校家庭科の学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てるために、第1学年の最初に履修させること。</p> <p>(4) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成す</p>	<p>・生徒や学校、地域の実態を的確に捉えることが求められている。</p>

現 行	改訂後	備 考
<p>ること。その際、小学校における学習を踏まえ、他教科等との関連を明確にして、系統的・発展的に指導ができるよう配慮すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 各分野の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>4 各分野の指導については、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 基礎的・基本的な知識及び技術を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、</p>	<p>成すること。その際、<u>生徒や学校、地域の実態を的確に捉え、指導の効果を高めるようにすること。</u>また、小学校における学習を踏まえるとともに、<u>高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにすること。</u>さらに、<u>持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図ること。</u></p> <p>(5) <u>障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</u></p> <p>(6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 指導に当たっては、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活や<u>社会</u>における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの<u>学習活動の充実を図ること。</u></p> <p>(2) 指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。</p> <p>(3) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他教科との関連の明確化と、高等学校の学習との系統的・発展的指導が求められている。 ・障害のある生徒についての指導内容や指導方法の工夫が求められている。 ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実が求められている。 ・キャリア教育を踏まえた学習内容と将来的な職業選択や生き方との関わりに

現 行	改訂後	備 考
<p>実践的・体験的な学習活動を充実すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 生徒が学習した知識及び技術を生活に活用できるよう、問題解決的な学習を充実するとともに、家庭や地域社会との連携を図るようにすること。</p> <p>3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。</p>	<p>よう、実践的・体験的な活動を充実すること。また、<u>生徒のキャリア発達を踏まえて学習内容と将来の職業の選択や生き方との関わりについても扱うこと。</u></p> <p><u>(4) 資質・能力の育成を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、生徒の興味・関心を踏まえた学習課題の設定、技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。</u></p> <p><u>(5) 生徒が、学習した知識及び技能を生活に活用したり、生活や社会の変化に対応したりすることができるよう、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する学習活動を充実するとともに、家庭や地域社会、企業などとの連携を図るよう配慮すること。</u></p> <p><u>3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。</u> <u>その際、技術分野においては、正しい機器の操作や作業環境の整備等について指導するとともに、適切な服装や防護眼鏡・防塵マスクの着用、作業後の手洗いの実施等による安全の確保に努めることとする。</u> <u>家庭分野においては、幼児や高齢者と関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮するものとする。</u></p>	<p>について扱うことを明記。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の特性や生活体験、技能の習得状況に応じた指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実が促されている。 生活や社会の中から問題を見出して課題を設定し、解決する学習活動の充実が求められるとともに、企業との連携を図る配慮などが追記。 幼児や高齢者と関わる学習での事故の防止策及び事故発生時の対応策等の計画や配慮への留意が求められている。 「調理実習については、食物アレルギーにも配慮するものとする」と明記。